

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年2月27日

区民委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時57分開会

○伊藤のぶゆき委員長 全員おそろいでございますので、これより、区民委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○伊藤のぶゆき委員長 まず初めに、記録署名員の指名を行います。

さの委員、横田委員。

————— ◇ —————

○伊藤のぶゆき委員長 次に、議案の審査に移ります。

(1) 第15号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○区民部長 それでは、第15号議案、説明資料の方をお開きください。

足立区特別区税条例の一部を改正する条例でございます。

項番1の概要でございますが、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、いわゆる、あとマイナンバー法の改正があったために条項ずれ、これによって改正を行うものが一つ。

(2) として、刑法の懲役及び禁固刑が、新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されるため、これに合わせ、条例を改正するものでございます。

条例の改正の施行日でございますが、条項ずれが令和7年4月1日から、刑法改正に伴うものが令和7年6月1日から施行するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○伊藤のぶゆき委員長 何か質疑ありますか。

○横田ゆう委員 我が党は、デジタル社会形成基本法は公的基本情報データベースの整理であり、個人情報利活用を推し進めるもので、問題であるというふうに思っています。

確認ですけれども、今回の条例改定については、条例の内容が変わるものではないということによるしかたでしょうか。

○課税課長 横田委員のおっしゃるとおり、条例の内容ではなく、受けている条項がずれたために、その条項ずれを修正したものでございます。

○横田ゆう委員 もう1点確認ですけれども、拘禁刑の創設は、懲らしめのための懲役ではなく、更生を図るために必要な作業を行わせ、そして指導や特性に応じた更生プログラムを行い、受刑者の更生と社会復帰を目指すものであり歓迎するものです。

確認ですけれども、この条例は、改正法に応じた文言の修正だけということによろしいでしょうか。

○課税課長 横田委員のおっしゃるとおりでございます。

○伊藤のぶゆき委員長 よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派から意見を申し上げます。

○くじらい実委員 可決でお願いします。

○石毛かずあき委員 同じく可決でお願いします。

○横田ゆう委員 どちらも改正法による条ずれですとか、文言の修正であるため、条例の★★ではないため、賛成です。

○市川おさと委員 賛成で。

○伊藤のぶゆき委員長 これより採決をいたします。本案は、原案どおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 御異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、(2) 第16号議案 足立区住区センター条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは、執行機関の説明を求めます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○地域のちから推進部長 おはようございます。よろしくお願いたします。

議案説明資料の地域のちから推進部版の2ページを御覧いただければと存じます。

第16号議案 足立区住区センター条例の一部を改正する条例でございます。

概要といたしましては、令和6年度末をもって管理運営委員会との委託契約を終了いたします栗島住区センターについて、令和7年度は直営、令和8年度以降は指定管理者等による運営を予定してございます。そのため、指定管理者も含めた事業選定が可能となるよう規定の整備を行う必要があるため、条例の一部を改正するという内容でございます。

項番2の主な改正内容を御覧いただければと存じます。

第2条の文言について、少し修正をさせていただいております。

「地域住民による自主的な運営を通して住民自治の醸成」という記載をさせていただいておりますが、変更いたしまして、「地域住民の絆を深め、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域づくりの拠点として」という文言に修正をさせていただきたいと考えております。

条例第2条の2を新設いたしまして、住区センターは地域住民による運営を原則とすると記載をさせていただいております。

理由につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

今後の方針につきましては、指定管理者に関する規定等につきましては、本条例案が可決された場合には、条例施行規則の一部改正手続を行うものでございます。

新旧対照表については、お目通しをいただければと存じます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○伊藤のぶゆき委員長 何か質疑はありますか。

○くじらい実委員 確認を込めてちょっとお聞きしたんですけども、まずは栗島住区の話から今回、こういう条例改正という話になっているかと思いますが、栗島住区の現状として、今度、令和7年度から区職員の方で直轄という形になると思うんですけども、今まで働いていた職員の方、現場の方々の現状というのは、今度、令和7年度からどういう状況に対応しているのでしょうか。

○住区推進課長 今、住区センターで働いている職員の方々には、来年度、区の会計年度任用職員として募集があることをお伝えしまして、多くの方から応募を実際にいただいております。

選考によりますので、採用になる方、ならない方いらっしゃるかもしれませんが、ならない方につきましては、住区センター登録制度といたしまして、人が足りないところを御紹介するような制度もございまして、そちらも御案内していく予定で考えております。

○くじらい実委員 職員の方もしつかり令和7年度に関しても働ける場があるということを確認をさせていただいたんですけども、あとはもう一つ、学童なんですけど、こちら栗島小学校内に移る予定なんだと思いますが、そちらについては、こういうところは今、どういう状況でしょうか。

○学童保育課長 まず、栗原小学校に新設する学童保育室でございますけれども、まず、栗島住区センターの学童の職員が1名、採用の募集を申し込んだというお話を聞いてございます。

また、7月の開設に向けましては、順調に準備を進めているところでございます。

○くじらい実委員 そうしたら、学童に通われる子供たちのその辺の混乱も、今のところないという認識だと思いますが、いかがですか。

○学童保育課長 入室の方の申請をいただいて、今承認の通知を出したところでございますので、これについては、例年どおりといった認識で今いるところでございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○くじらい実委員 分かりました。栗島住区の状況は分かりまして。

あと、今回の条例改正ということなので、今までとちょっと条例が替わる形で御報告いただいたんですが、現在、基本的には住区センターは地域の方々によって運営していただくというのが基本方針だと思います。

こちらの御報告いただいた第2条の2の新設というところで、「住区センターは地域住民による運営を原則とする」という一文が今度加わったと思いますけれども、地域住民による運営を原則ということで明記いただいているんですが、原則ということは例外が発生するのかなと思いますが、この例外について、何か今現在、取り決めていることというのはあるのでしょうか。

○住区推進課長 くじらい委員御発言のとおり、原則は地域の方にお願ひしたいというふうに考えております。

例外として想定しておりますのは、今回の栗島の件での直営ですとか指定管理ということになりますが、区が積極的に例外を広げていくっていう考えはございません。あくまでも、原則は地域の方々にお願ひをしていただくというところでございますので、今想定しているものとしては、地域の方から、栗島のように、例えばですが運営を切り替えたいというお話があれば、それに応じられるようにしていきたいというふうに考えております。

○くじらい実委員 質問ではないんですけども、やはり今現在、地域の方がしっかり運営している住区センターはたくさんあるかと思っておりますので、そこに対しての影響が及ばないようにしていただきたいなという思いも込めまして、これは要望としてさせていただきます。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑ありますか。

○横田ゆう委員 栗島住区センターの問題ですけれども、栗島住区の管理運営委員会への対応はどう

いうふうになっていくのでしょうか。

○住区推進課長 管理運営委員会につきましては、この問題が起きてからずっと、問題の調査、それから是正に向けた動きをしていただきたいというお話を繰り返し通知等でもしてきたところでございますが、そこに応じていただけなかったという、現在でも応じていただけてないという状況でございます。

○横田ゆう委員 分かりました。

それで、今、くじらい委員からもありましたけれども、やっぱりほかの住区センターでも、そういった栗島のようなやり方を望むようなことがある場合もあるということですが、この条例に基づけば、そういうところもこういった形になる可能性もあるということではよろしかったでしょうか。

○住区推進課長 繰り返しになりますけれども、あくまでも地域の方からそういったお話があれば、それに応じてはいけるような体制を整えていきたいということでございます。

○横田ゆう委員 分かりました。栗島住区でもそういった希望があれば、改めて新しいメンバーですとか、そういうところで、可能性もあるということもあるのでしょうか。

○住区推進課長 地域の方で、再度栗島で、もう一度そういったお話があった場合ということではよろしいですかね。

○横田ゆう委員 はい。

○住区推進課長 現状としまして、なかなか発言することが難しいんですけども、今後、地域の中で、今の管理運営委員会の方々とは別の方々からそういった御意見があれば、そのときに、そこは検討したいというふうに考えております。

○横田ゆう委員 分かりました。そのやり方については、住民の方が選べるということですね。

それで、もう一つ気になったことが、この変更後の条文のところですが、住民の自治とい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

う文言が消えています。地域の皆さんが頑張ってきた住区、そして今でも頑張っている住区もあるんですけども、住民自治の醸成という文言は残せなかったんでしょうか。

○住区推進課長 横田委員おっしゃられているとおり、住民自治という言葉を残すことができないかということで、中でもすぐ検討させていただいたところではございますが、住民自治が、住民が自ら主体的に参加して決定するという意味合いのものでございまして、今の住区センターの仕組みを見ますと、委託という形で管理運営委員会の方をお願いをして、その契約仕様書に基づいて運営をしていただいているという形になりますので、住民の方々が自ら主体的に決定できるような、言えるほどの自由な運営ではないということで、今回見直しをさせていただきました。

○横田ゆう委員 よく分かりました。

そういった狭い意味でもなく捉えるのではなく、やっぱり住民自治という、何ていうんですかね、言葉というのは、地域にとっては大変重要な意味があるというふうに思うんですね。是非、住民自治を大切にするという理念というのは引き続き、そういう精神を残していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○住区推進課長 横田委員おっしゃられるとおり、今回言葉としては、地域づくりの拠点として地域コミュニティの活性化を図っていくということに替えさせていただきましたけども、理念、理念といえますか考え方につきましては、住民自治という考え方も含めた上でというふうには考えております。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派から意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 可決でお願いします。

○石毛かずあき委員 可決で。

○横田ゆう委員 やはり、住民自治の醸成ということ盛り込んで欲しかったということもありますけれども、考え方は引き継がれるということが確認できましたので、賛成です。

○市川おさと委員 賛成。

○伊藤のぶゆき委員長 これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、(3)第17号議案 足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○地域のちから推進部長 よろしくお願いいたします。

引き続き、資料9ページを御覧いただければと存じます。

第17号議案でございます。足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例でございます。

概要といたしましては、令和6年10月に足立区男女共同参画推進委員会から、条例改正の必要性について提言が提出されたことを受け、性の多様性に関する規定の追加及び男女共同参画について時代に即した見直しを行うため、条例の一部改正をしたいという御提出でございます。

改正内容でございますが、(1)でお示しをしております。前文に、性別による固定的な役割分担意識や性別等を理由とする差別的取扱いの解消を記載いたします。

(2)といたしまして、「女性も男性も」「男女」と記載されているものを、「性別等にかかわらず」、また「全ての人」というような置き換えをさせていただきたいという内容でございます。

また、第2条に、性的指向、ジェンダーアイデ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ンティティーを追加させていただきたい。また、第8条に、同じ性的指向、ジェンダーアイデンティティーについて、カミングアウトの強要及びアウトティングの禁止について追加するものでございます。

新旧対照表につきましては、別紙2を御参照いただければと存じます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

- 伊藤のぶゆき委員長 何か質疑はありますか。
- 石毛かずあき委員 私の方から確認というか、お願いを含めてお伝えさせていただきたいんですが、この中で、カミングアウト、第8条の件ですね、カミングアウトと、それとあともう一つ、マイノリティーがあって、アウトティングという話があるんですけども、カミングアウトという単語については、ある一定程度認識されていることが多いと思うんです。統計でも、約8割の方が何か認識してるというような統計もあるようで。逆に、今度はアウトティングというふうに言われると、この中で正確に答えられる方はいらっしゃいます。アウトティング。そうなんです。これ統計取ったって、7%から8%ぐらいしか認識されていないんですね。ですので、せっかくこのような改定を行って足立区としてやっていただけるんですから、そうしたことの認識も含めて、皆様に分かりやすいように改定の方をやっていただきたいと思うんですが、その点いかがですか。
- 地域のちから推進部長 アウトティングですか、条例の内容にも専門的な用語が記載されておりますので、分かりやすい資料をまとめて、区民の方にも周知していきたいと思っております。
- 伊藤のぶゆき委員長 ほかに。
- 市川おさと委員 この条例が改正されるということですけども、なぜ改正するのかということなんですよね。なぜ改正するのか。それはさっき地域のちから推進部長からの説明ありましたけれども、足立区男女共同参画委員会から条例改正の必

要性についての提言が提出されたという、手続上のことが書いてあるんですけども、中身について、なぜ今回改正するのかについて、丁寧に説明してください。

- 多様性社会推進課長 区議の方も委員として入ってらっしゃる男女共同参画推進委員会の方で、区としてパートナーシップ制度を実施したり、LGBT相談事業を実施している、そういった施策を展開している現状に合わせて条例を見直した方がいいという御提言がありましたので、今回改正を図らせていただきたいと思います。
- 市川おさと委員 これはどういう名前の条例かというと、足立区男女共同参画社会推進条例という、男女ということで限定しているわけですけども、今回の条例改正の大きな特徴というのが、性的指向及びジェンダーアイデンティティーという、全く新しい対象を入れ込んだというふうになっています。この、何ていうかな、整合性というのがやや分かりづらいのかなと思うんですけども、なぜこの性的指向及びジェンダーアイデンティティーの話というのを男女共同参画社会推進条例の中に入れ込んだのかということ、これすごく重要な話ですので、丁寧に説明してもらえますか。
- 多様性社会推進課長 性別に起因する偏見や差別の解消、課題解決というところでは、男女に限らず、多様な性において苦しんでいる方もいらっしゃる、そういった方への偏見や差別の解消といったところで、課題解決というところでは方向性は一致しているというところで、委員会の方でも、区の現状に実態に即して、男女の条例の中で改正することがいいのではないかと御意見もございましたので、今回このように男女の条例の中で改正させていただきたいと考えてございます。
- 市川おさと委員 今、多様性社会推進課長のお話というのはすごく重要な話なんですよね。そういった新たな対象を加えるという話というのは、これは条例の中に、特に前文の中に書き込む必要が

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

私はあったと思うんですよ。前文というのは極めてこれ重要で、どんな法律も前文というのは、今までの立法事実があって、沿革があって、その沿革を記すわけで、沿革を書いて、現状認識ですよ、現状認識を書いて、決意ですよ、決意を述べるといふ。条例、各条文を読まなくても、前文見ればこの条例がどんなものなのかということが、誰が見たってはっきり分かります。日本国憲法もそうだけれども、そういったものが前文という形なんだけれども、この前文の中に、そうした今言った沿革ですね。なぜ、性的指向やジェンダーアイデンティティーの件が今回こう入れていく、なぜここに新たに入れるのかということが、一応言葉は入っているんだけど、そのなぜの部分がかかれていないと思うんですけども、そのあたりの理由はなぜですか。

- 多様性社会推進課長 そうしたジェンダーの部分に関しまして、前文のところであらうというところで、今回、「男女に限らず」を含めさせていただいたところではございますが、区としましては、パートナーシップ制度ですとか、既に施策を展開しているというところで、理解増進の部分のところに関しましては、今後も個別の事業を深めていくということで、区としての姿勢は示していきたいと考えてございます。
- 市川おさと委員 今後も個別の事業を深めていくというのは、それはそのとおりなんです。私もそれは応援したいなと思っているんですよ。そうじゃなくて、今私が言ってるのは、前文の中にそうした沿革的な部分が、なぜ性的指向及びジェンダーアイデンティティーをここに加えるのかという部分ですね。これすごく重要な話ですよ。今まで男女共同参画、男女共同参画と言っている。しかも、この新たな改正の文言にもこう書いてある。前文のところね。しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会的慣行と男女平等は十分に達成されているとは言えない

と、はっきり書かれているんですよ。だからこそ、この条例が必要だということが、非常に腑に落ちる形で書かれている。

繰り返し言いますが、新たに性的指向及びジェンダーアイデンティティーの話が新たにここに加わるんだということを、それは、聞けばそうやって多様性社会推進課長答えるけれども、施策も深めていくということ、それは分かりますよ。それは私も応援しますよ。そうじゃなくて、なぜ前文にその理由の部分がかかれていないんですかということを知っているわけです。

- 地域のちから推進部長 大変恐縮でございますが、なぜここに、性の多様性について記載したのかというところにつきまして、今、市川委員御発言の「しかし」の部分が、十分達成されているとは言えないというところから追記しているということです。なぜここに追記したのかと言われれば、今、市川委員御指摘の「しかし」からの部分になるということで思っております。

- 市川おさと委員 分かった。その部分は、僕は今、しかし以下の部分、その部分は私もそのとおりだなと、賛成したいなと、そう強く思っているんですよ。そうじゃない。繰り返し私聞いているのは、性的指向及びジェンダーアイデンティティーを新たにこの条例の中に入れましたよと、入れました。その理由が分かりづらいですよ。何でかということ、前文に書いてないからですよ。前文に頭出しは書いてある、頭では書いてありますよ。「全ての性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティー（以下「性別等」という。）にかかわらず」と書いてあるので、書いてあるんだけど、なぜ入ったのかということが前文の中に書いてないんですよということ。そうしないと、結構これ衝撃的な話なんだよね。一般の議員からしても、区民の立場は、少なくとも私からね、あんまり主語大きくしちゃいけないから、私の目から見ても、男女共同参画の中に、性的指向及びジェンダーアイ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

デンティティーの話が突然ぽこっと入ったということ。それは、現場レベルの施策では一緒にやってきたんだよということは、それは今聞いて分かりました。それは理解しました。そのことは、私もしっかり推進してもらいたいと思います。そうじゃなくて、前文の中に、なぜこの性的指向及びジェンダーアイデンティティーの話がこれ入るのかとか、条文の中に一緒に入っていくのか。それ前文の中にちゃんとある程度、なぜなのかということ書いて欲しかったなと思うんですけども、書いてない。なぜですかということです。地域のちから推進部長、いかがですか。

○地域のちから推進部長 その問いに、御質問のお答えになっているという、お答えについて言いますと、その次の「このため」というところからがその理由になってくると思っております。足立区において、性別等を理由として、あらゆる差別的取扱いを行ってはならない。人権の尊重というところの記載で、固定的な役割分担と性別等の社会的慣行等の男女平等は十分に達成されているとは言えない。だから、「性別等に」というところのくんだり御理解をいただければとは思っております。

○市川おさと委員 例えば、国連の様々な人権関係の権利条約というのがあるんですよね。最初に来たのが、皆さんちょっと、皆さん全員知っているので言うのも恥ずかしいんですけども、世界人権宣言というのがあったわけだ。世界人権宣言で、今、地域のちから推進部長もおっしゃったように、全ての人ですよ。全ての人が対象の人権に関するいろいろ規約があって、日本も当然批准しているということです。ところが、話はそれで終わらなかつたんだよね。話はそれで終わらなくて、全ての人が対象で、人権ちゃんと保障しますよという国際的な取組、国連上の取決めがあったにもかかわらず、その後、人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約、拷問禁止条約や子どもの権利条約、それか

ら移住労働者権利条約という個別の権利条約が出来ているんですよ。これを日本も批准している。

その後、障害者権利条約というの、この間批准しました。何年か前に批准しましたけれども、これ何でかという、何で世界人権宣言、人権規約、これだけで終わらなかつたのかという、女性なり子どもなり障がい者なりというそういう人たちというのが、特に人権が侵害されやすい、そういった事実があるからなんですよ。だからこそ、国際社会、日本も含めて、個別のそうした差別撤廃条約というものを結んできたわけだ。その流れの中に、この男女共同参画社会の実現という足立区の条例も、ずっとつながっているわけですよ。その中に、新たに性的指向及びジェンダーアイデンティティーとって新たに入れ込むというのは、私はすごく大きい出来事であると思うし、それなりの説得力というものが、執行機関において、私は議会に出して欲しかったなというふうに思うんですよ。そのあたりもう一回、改めていかがですか。

○地域のちから推進部長 市川委員御発言のとおり、性の多様性について条例に盛り込むということについては、大きな変化だと思っております。

条例の趣旨といたしましては、先ほどから御答弁申し上げていますけれども、人権の尊重するところで考えておりますので、御理解を賜ればと思っております。

○市川おさと委員 ちょっといま一つかみ合っていないんですけどもね。

もう一つ言いたいのは、前文の中に、最初に、「性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティー（以下「性別等」という。）」という記載があるので、性別等というところが、さっきから言っている前文の改正のところ、今なお性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的慣行等、男女平等は十分に達成されているとは言えない。これよく読むと、言葉が違うんだよね。つま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

り、この条例案、改正案の中に、性別等という言葉と性別という言葉、これが、私に言わせれば、ちょっと恣意的に使い分けられているなど。性別等と言ってみたり、あるところでは性別等と言って、あるところは性別と言っている。性別とは、つまり男女のことですよ、性別等というのはそういうことだよ。性的指向とかも含むという、そういうことなんですよ。

私は、男女共同参画の話というのは、性別の話だと。少なくとも今までずっと性別の話としてやってきたと。その中に、この性別と性別等という違う言葉が、恣意的と言っては失礼かも知れないけれども、混ぜこぜになってこの条例案の中で使われていると思うんですよ。

例えば、3条の3項というのか、3号、(3)、「性別等にかかわらず、全ての人」こう書いてあるわけだ。全ての人がいろいろなことに参加していくよと。こんな当たり前なんだよね。こんなことわざわざ、少なくとも男女共同参画社会推進条例の中で書く話じゃないんですよ、私に言わせれば。男女が、女の人の、例えば、何か行政委員なんか委員の数が少ないですよ。それだから足していきますよと、そういう話じゃなくなりつつあるのかなと。要するに、男女共同参画という視点からいうと、後退しているのかなと、そんなふうにも見えるんですけども、そのあたりいかがですか。

- 多様性社会推進課長 いわゆる生物的な性別と、また、それではなく、いわゆる社会的、文化的な性別いわゆるジェンダーの部分で違和を感じて苦しんでいる方、そういった方たちも、誰一人取り残されずに、人権を尊重、差別の撤廃というところでうたうという意味では、推進委員会の中からも御発言がありました。足立区の歴史的な経緯も考えて、男女の条例の中で改正することが望ましいという御意見もございましたので、今回男女の条例の中で改正させていただきたいと考えてお

ります。

- 市川おさと委員 もう一つ言うと、さっき言った、繰り返しになるけれども、性別という言葉と性別等という言葉が混ざっていると。これについてはどうなんですか。

もし、そちらの言うように、執行機関の言うように、今回この性的指向及びジェンダーアイデンティティを新たにぐっと入れて、この条例案を中身を一新するんだということであるならば、性別という言葉は私おかしいと思うんですよ。性別という言葉が使われていますよ、はっきりと。全てこれ性別等にならなければ筋が通らないのかなというふうに思うんですけども、そのあたりいかがですか。

- 多様性社会推進課長 条例の趣旨としましては男女共同参画というところがございますので、そこに関して、性別というところと、またそうではなくて、男女の二元論に限らず、多様な性の方たちの人権尊重ですとか、そういったところも含むという意味で、今回男女の条例の改正の中で盛り込まさせていただいているところでございます。

- 市川おさと委員 それはそうなんだけれども、性別という言葉と性別等という言葉が混ざっているんだよね。その辺りの話っていうのが、よく説明を聞いても分からないんだよね。今、説明を聞いても。もう1回改めて、地域のちから推進部長答えてくれますか。

- 地域のちから推進部長 12ページの第3条の(4)のところに、性別による固定的な役割分担意識、表記をさせていただいております。その続きに、性別等にかかわらず全ての人。言い回しのなところもあるんですけども、今回条例改正においては性別等、要は、男女ということではなく全ての方がということでの考え方がベースでございます。

表記については、今言いましたように、例示の部分とかで性別という言葉を使わせていただいて

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いるところもありますけれども、原則の考え方は性別等、全ての人を対象ですということで御理解をいただければと思っております。

○市川おさと委員 いろいろ質問、これでもあまりしてないんですけども。

ほかの委員、自民党、公明党、条例案として出ているということは、自民党と公明党の政調会通っているということなんだよね。だから、条例案というのが出ているわけですよ。改めて今のやり取り聞いて、自民党、公明党、何か思うところがあればおっしゃっていただけますか。

○区長 最後の質問について、性別等と性別が★★となっているという意味ですけども、12ページの第3条の(4)ですね、これ言葉がやはり足りないと思います。つまり、性別による固定的な役割分担意識に基づく云々解消をするように努めで止まっていますけれども、努めるとともに、そういう意味合いだと私は取っております、ただ、努めで終わっていますから、実際に今、男女の固定的な役割分担意識に基づく状況というのは、決して解消されてないということが一つ。ですから、その解消には努めていきますよということ、それに加えて、今回は、性別等にかかわらず全ての人が、そういう社会を目指していきますよという意味合いで、ここと冒頭の最初御指摘いただいた性別というところ、この2か所については、そういう考え方だと思います。思いますというか、そういうふうに私は捉えてまいりました。

○市川おさと委員 今区長、これ区長の名前でこの条例の改正案が出ているわけで、今区長からそういう言葉もありましたので、ちょっと、さっき言った自民党と公明党、何か思うところがあれば。委員長、だから手挙げて★★。

○伊藤のぶゆき委員長 どうぞ。御意見ありますか。

○市川おさと委員 意見あれば。

○くじらい実委員 今、市川委員からのお話なので答えさせていただきますと、我々自民党としても、

政調会通させていただきました。その中で、結果を言ってしまうと可決の予定なんですけど、今お話あった性別と性別等という、この違いですね。これ恐らく、この改正後の条例案だと、性別による固定的な役割分担意識というところにつながっていくのが性別であって、全体的な話を網羅しているのが性別等という、私自身は判断をさせると。これは自民党としてではなくて、今の質問を聞いての答えなので、個人的な考えになってしまっていて申し訳ないんですが、そういう使い方をされているのかなと理解はさせていただいております。

○石毛かずあき委員 私としても、今のお話を受けて、決してこの中身について、何かクエスチョンがあるというふうな形にはなかったんですが、ただ、市川委員がこれほどまでにやっぱり思いがあるというところはあるんですが、ただ、ごめんなさい、それがちょっと私もよく分からなかったの

ただ、区長の説明と、あと市川委員もそういうお話を承って、様々なそういった御意見があるということは周知いたしました。ただ、党としては、この件に関しては賛成というつもりでやってまいりますので、大変すみませんが、よろしくお願ひします。

○市川おさと委員 今、区長からもかなり踏み込んだ発言もありましたので、これ決取らないで、1回。委員長それできるでしょう。できるんだろう。

○伊藤のぶゆき委員長 できるそうです。

○市川おさと委員 区長の名前で出ている条例案で、区長からそういう発言もあったから、1回委員長、まとめて諮ってみてくれない。

○区長 修正するという意味ではなく、確かに言葉は努めで止まっていますけれども、そういう意味ですよということで御説明申し上げたわけですが、市川委員。理解いただければと思います。

○伊藤のぶゆき委員長 ということです。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

各会派からの意見ををお願いします。

○くじらい実委員 先ほどお話ししたとおり、我々も政調会で諮らせていただいた結果、今回可決でお願いします。

○石毛かずあき委員 我が党としても同じです。可決です。

○横田ゆう委員 推進委員から、時代に即した条例改正の提案があったということで、私たちも喜んで受け止めたいというふうに思っています。

我が党は以前から、性的LGBT、それから★★に関する差別のない社会を目指しておりますので、この改正は大いに歓迎するものです。賛成です。

○市川おさと委員 ちょっといろいろ言いましたけれども、今回のこの男女共同参画社会推進の条例の中に、新たな性的指向及びジェンダーアイデンティティーの話を入れるという話が、いま一つ、いま一つではなくて、何か木に竹を接ぐような、そんなような思いも持っております。

その私の質問に対して、答弁もそれほど納得できるものではありませんでした。したがって、反対します。

○伊藤のぶゆき委員長 これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○伊藤のぶゆき委員長 挙手多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、(4)第18号議案 足立区子育てサロン条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

また、報告事項(5)子育てサロン業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果についてが本議案と関連しておりますので、併せて執行機関より説明を求めます。

○地域のちから推進部長 よろしくお願ひいたしま

す。

それでは、説明資料の15ページを御覧いただければと存じます。

第18号議案でございます。足立区子育てサロン条例の一部を改正する条例です。

概要でございますが、北綾瀬駅前商業施設内に新規開設予定の(仮称)子育てサロン北綾瀬について、施設名称、位置について新規追加する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

開設の予定につきましては、今のところ令和7年6月を予定してございます。

改正内容については、次の2項目について、別表内に新規追加をさせていただくものでございます。名称と位置、住所でございます。

今後の方針でございますが、子育てサロン北綾瀬の休業日等について、本条例案が可決いただいた場合につきましては、条例施行規則等の一部改正の手続を行う予定としております。

開設施設の情報でございますが、記載のとおり、ららテラス北綾瀬の4階を予定しております。

面積といたしまして110平米超でございますが、実際利用できるスペースは70平米程度となっております。定員につきましては42人程度、開設日につきましては、年末年始以外は開設する方向で今調整を行っております。

引き続きまして、委員会報告資料の8ページを御覧いただければと存じます。子育てサロン業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果についてでございます。

今申し上げました北綾瀬の子育てサロンにつきまして、プロポーザルによる審査を行いまして、事業者の契約相手として特定したので報告するものでございます。

特定した相手方でございますが、項番3にございます、ヤオキン商事株式会社でございます。

申込み事業者数につきましては4事業者、うち

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

1社は財務診断の結果不適合、1社は一次審査後、辞退の申出がございました。

特定までの経緯につきましては、項番8で記載をしております。

また、10ページ以降に、審査の採点結果についてつづっておりますので、御確認をいただければと存じます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○伊藤のぶゆき委員長 何か質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派から意見をお願いします。

○くじらい実委員 可決をお願いします。

○石毛かずあき委員 可決です。

○横田ゆう委員 北綾瀬は本当に若い方が多い街で、商業施設にこの子育てサロンができるということは、区民に大変喜ばれることと思いますので、賛成です。

○市川おさと委員 賛成。

○伊藤のぶゆき委員長 これより採決をいたします。
本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 御異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

————— ◇ —————

○伊藤のぶゆき委員長 次に、陳情の審査に移ります。

(1) 5受理番号27 選択的夫婦別姓制度法制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求める陳情、(2) 受理番号1 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出するよう求める

陳情、以上2件を一括議題といたしますが、5受理番号27の陳情は凍結となっているため、質疑は新規付託の受理番号1の陳情のみとしますので、委員の皆様よろしくお願いたします。

それでは、新規付託の受理番号1について、執行機関の説明を求めます。

○区民部長 それでは、陳情説明資料区民部編2ページを御覧ください。

今回陳情の要旨でございますが、国に対して選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求めるというものでございます。

内容及び経過ですが、項番1、政府の動向、項番2、司法の判断、項番3、世論の状況、項番4、他自治体の議会意見書の状況、ともに前回陳情の審査の中で報告した内容と変化はございません。

以上でございます。

○伊藤のぶゆき委員長 それでは質疑に入ります。何か質疑はありますか。

○横田ゆう委員 この陳情者の第一東京弁護士会の方が、先日共産党の控室を訪れてくださりまして。

○伊藤のぶゆき委員長 横田委員、もう少し大きな声で言ってくれと。お願いします。

○横田ゆう委員 ごめんなさい。マスクしていて。

先日、陳情の申出をされたこの第一東京弁護士会の皆さんが、区議団の控室にお見えになりました。お一人の方が、御自分が結婚した当初、25年前ぐらいですけれども、夫婦同姓が義務付けられていたため、子どものために籍を入れたり、また戻したりとか、大変な御苦勞をされてきたということでした。今、自分の娘さんが、また成人になられて二十歳を超えて、そういった苦勞をしていると。何とか早く選択的夫婦別姓を実現したいというふうに話されておりました。

この体験をされた方は、名刺頂きましたけれども、西竹の塚にお住まいの方でした。こういう思いに伝えるべきと思いますが、いかがでしょうか。
(発言する者あり) 伝えるべきだと思いますね。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

それで、実際に法制審議会で選択的夫婦別姓制度導入の民法改正を答申してから29年もたっています。そして、国連女性差別撤廃委員会が、昨年も、日本政府に4度目の改善勧告を出しています。やはり、政府を動かすためには地方自治から声を上げていくことが大変重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤のぶゆき委員長 いかがでしょうかって。

それは、誰に。

○横田ゆう委員 答えられない。でしたらば、副区長にお聞きします。

○副区長 陳情が出されておりますので、議会の皆様の中で御審議いただければというふうに思っております。

○伊藤のぶゆき委員長 いいですか。横田委員。

○横田ゆう委員 はい。

○石毛かずあき委員 私の方から確認です。

そもそも選択的夫婦別姓というのが、先ほど説明があったとおりですよ。夫婦が同じ性を名乗るという現行制度に加えて、日本の場合は、過去から、そうした意味では家の姓にする考え方というのは当然引き継がれていて、そのギャップと、今のこの状況を変えようと思った新たな思想とで、今、問題になっているわけなんですよ。

ですから、それを守りたいという方々と、もう一つは、やはりそれは不利益を被っているんだから変えなきゃいけないという立場の中でやっていると、それで今、様々な党でもPTを組んで、これからどうしていこうという話合いを持っていくわけなんです。

その中で、一番問題になっているのが、旧姓の通称使用の拡大に伴う議題というのと、あと子どもの姓の決め方などについて有識者の関係者から大体皆さん、ヒアリングを受けてやっているんですけれども、区として、そのような、区民の方からでもそうなんですけれども、何か問題が起こるから、何とか早くこういったことをやってもらい

たいというような、そういった御意見とかというのはこれまでありましたか。

○戸籍住民課長 戸籍の届出を受けている中で、そのような御意見をいただいたことは、今のところないという状況でございます。

○石毛かずあき委員 なかなか個人の個別的な案件で答えられないというところがありますから、ですから、なるべくやはり行政としては、そうしたことをくみしていただいて、今後先不利益になるようなことがないようにしていかなきゃいけないというふうに思いますので、その点も踏まえて、こういった問題考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

次に、新規付託の受理番号1の陳情について、各会派の意見を願います。

○くじらい実委員 今凍結になっている5受理番号27についての意見のときに、我々としては、国会の方でこの制度の推進を進めるべきだということの立場を取らせていただきました。

今回の陳情に関しまして、実際国会の方でも氏制度の在り方に関する検討ワーキングチーム、自党内でも今行われておまして、当然、通称使用の拡大と夫婦別姓のそれぞれの立場で、今議論はなされてるところでございます。

当然、国会だけじゃなくて我々政調会としても、政調会中心にして、それぞれの立場、通称使用の拡大を推進する団体と、選択的夫婦別姓を推進する団体、それぞれの意見もこれから聞く予定もありますし、その中でまた意見を集約しなきゃいけないのかなというところで考えておりますので、これは本当に慎重に考えなきゃいけない問題かなと思っておりますので、そういう意味も含めて、今回の陳情に関しては継続で願います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○石毛かずあき委員 我が党としては、以前からお伝えしているとおり、この陳情・請願の趣旨について、あくまでも賛成という立場でいるんです。ただし、制度の中身について、先ほどもくじらい委員からもありましたし、全体的な感覚からしても、今後の取組、見解というのを非常に、党の中でも勉強会を持ちながら決めていくというようなところもあります。

また、先だっとうちの公明党の斉藤鉄夫代表も、やはりこの制度の導入に関しては、社会の根幹に関わる制度ですから、ですから、与党としてしっかりと議論を尽くしてやっていかなければならないというような意見もあります。

なので、それを踏まえて、今回はうちの党としては継続いたしますけれども、基本的にはこれをもう進めていくというべきの姿勢というのは崩さないでいこうというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○横田ゆう委員 やはり具体的に、先ほども一事例挙げましたけれども、苦しんでいらっしゃる方が大勢いらっしゃいますので、一刻も早い意見書上げるべきだと思いますので、採択を求めます。

○市川おさと委員 前回の凍結になった陳情と同趣旨だというふうに考えております。そのときに私は採択を主張していたわけでありましてけれども、今回も、とにかく国会でちゃんと議論してくれなければ話が始まらないわけでありまして、この意見書に関しましては、賛成というふうに申し上げます。

○伊藤のぶゆき委員長 これより採決をいたします。

まず初めに、新規付託の受理番号1の陳情について採決を行います。

本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○伊藤のぶゆき委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定をいたしました。

次に、5受理番号27についてですが、本陳情は、足立区議会申合せ事項により、意見書を求める陳情で全会一致にならない場合に該当しますので、引き続き凍結・継続といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 御異議なしと認めます。

次に、(3)6受理番号14 2025年度の国民健康保険料を値上げせず、負担を軽減することを求める陳情を単独議題といたします。

今回は継続審査であります。

執行機関は何か変化はありますか。

○国民健康保険課長 先週2月20日に足立区国民健康保険運営協議会が開催されまして、令和7年度の国民健康保険料率等につきまして、御了承していただいたところでございます。

○伊藤のぶゆき委員長 それでは、何か質疑はありますか。

○くじらい実委員 今、国民健康保険課長からお話いただいたとおり、運営協議会の方で方向性が決まったということだと思います。

その内容としては、これ保険料の話になるので、その辺の結果的にはどうだったのかなというのを聞きたいんですけども、上がるか下がるかの認識をいただければと思います。

○国民健康保険課長 具体的な内容につきましては、本会議最終日に予定させていただいております区民委員会の方で、議案説明資料としてお示しいと思います。

概要としては、基礎分と支援金分、あくまでも平均でございますけれども、昨年と比べまして7,211円下がる見込みでございます。

○くじらい実委員 今後の本会議最終日の区民委員会の方で最終的な決定ということだと思うんですけども、これは、下がった要因というのはどう判断されたのかなというところをお聞かせいただければと思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○国民健康保険課長 一番大きいものとしましては、1人当たりの保険給付費、いわゆる医療費ですけれども、見込みよりも実績の方が減っていたというところがございます。

○くじらい実委員 そうすると、単純に1人当たりの保険料が減った結果で保険料が下がりましたという認識でよろしいですか。

○国民健康保険課長 今、令和6年度の実績の傾向としまして、見込みよりも減っているということです。令和7年度についてもそれほど大きい伸びはないのではないかと見込んでいるところがございます。

○くじらい実委員 当然、令和7年度保険料が下がる見込みだということの中での話になってしまうんですけども、今後保険料が、当然1人当たりの保険給付額が減れば、今後も減る可能性はあるという認識でよろしいですか。

○国民健康保険課長 今、くじらい委員の御発言のとおり、1人当たりの医療費が減れば、保険料は減るものと考えられます。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑ありますか。

○横田ゆう委員 今、国民健康保険課長から報告があったように、運協では、これまで初めて、1人当たりの納付金額が7,000円ほど下がったということになったということで、これは本当によかったなというふうに思っています。

この陳情の趣旨としては、子どもの均等割の軽減も求めるという趣旨になっておりますので、やはり今、就学前までの軽減ですけれども、物価が高騰して教育費も高いということで、これを18歳まで軽減するということが求められている陳情です。やはり、これも急ぐ課題ですので、強く求めていく、声を上げていくべきというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○国民健康保険課長 陳情の説明資料にも記載させていただきましたが、昨年7月にも特別区長会として国に対し要望しているところがございます。

来年度以降も、引き続き国に対して要望していく方向で動くかと思われれます。

○横田ゆう委員 引き続きよろしくお願ひいたします。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。
次に、各会派の意見をお願いします。

○くじらい実委員 先ほど質問させていただきまして、運営協議会の方で方向性が出されたのかなと思います。陳情項目の1について、2025年度の国民保険料の値下げというところでは、方向性がある程度出てきたのかなと思っておりますが、先ほどお話ありました、1人当たりの保険の給付額の方が減ったという結果なので、これが先ほど、来年度以降も減れば当然保険料は減るよという見解の中で、やっぱり今後も区長会等での値上げの抑制の要望等も必要なのかなと思いますし、医療保険、医療制度の維持のそのバランスも取らなきゃいけないと思いますので、引き続き働きかけも必要なかなとは思っています。最終的には、本定例会最終日に区民委員会の方で決定ということですので、今回は継続をお願いします。

○石毛かずあき委員 私もその協議会に出ておりましたので、るる様々な御説明をいただきました。その中で、当然、コロナ禍前の状況とコロナ禍後の状況と、そういったことを、また今後の先の動向を踏まえてやっていかなければならないというところもありますから、しっかりとこの辺、継続してやっていかなきゃいけないと思いますので、継続をお願いします。

○横田ゆう委員 国保料は値下げの方向性が出されたということでもありますけれども、それでもまだまだ高い国民健康保険料で、子どもの均等割については更に拡充をしていかなければいけないということで、採択を求めます。

○市川おさと委員 継続。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○伊藤のぶゆき委員長 これより採決をいたします。
本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○伊藤のぶゆき委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定をいたしました。

次に、(4)6 受理番号15 音楽溢れる足立区にする請願を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

最初に、区議会事務局次長より報告があります。

○区議会事務局次長 前回の委員会にて、本請願の紹介議員である長谷川たかこ議員が所属する会派の来年度予算要望に本請願の内容が含まれているのか確認してほしいと市川委員より発言がありました。

長谷川たかこ議員に確認をしたところ、来年度予算要望に本請願の内容は含まれていないとのことでしたので、御報告いたします。

○伊藤のぶゆき委員長 次に、執行機関は何かありますか。

○地域文化課長 変化はございません。

○伊藤のぶゆき委員長 それでは質疑に入ります。
何か質疑はありますか。

○岡田将和委員 前回からこの請願について話し合われておりますが、音楽溢れる足立区にする請願ということなんですけれども、いろいろと全国の自治体調べてみたところ、70以上のまち、自治体が、音楽にまつわる施策を展開してるということなんですけれども、先日川崎市、浜松市というお話ございましたので、私川崎市の方を見てまいりました。そうしましたところ、川崎駅前にミュージアム川崎シンフォニーホールというホールがあったんですけれども、例えばこれ2,000人ぐらい収容できる音楽ホールなんですけど、例えばこういう川崎市みたいに、足立区は音楽ホールを整備する予定等はあるのでしょうか。

○地域文化課長 現在のところ、足立区の中には、

西新井文化ホールであるとか、シアター1010のホールがございます。2,000人規模の規模まではいかないところまでも、そういったところがあることから、整備をすることは今のところ予定はございません。

○岡田将和委員 そうしましたら、例えば近隣区に目を向けてみると、葛飾区には★★があつたりですとか、やはり川崎のまちづくりを見たときに、ミュージアム川崎を中心に、東京交響楽団のフランチャイズオーケストラ契約をされていたりしているんですけども、例えばそういう、足立区としてそういう交響楽団ですとか、そういうプロのオーケストラとフランチャイズ契約するとか、そういう方向性などは検討はあつたりするものでしょうか。

○地域文化課長 今現在、足立区には、足立区区民のシティーオーケストラ、プロではないんですけども、そういった団体が活動して活躍しております。

プロのフランチャイズ契約につきましては、検討する予定は今のところはございません。

○岡田将和委員 私自身も、音楽あふれたらいいなという個人的なもちろん思いもあるんですけども、全国に目を向けたときに、足立区がどこまでやるのかという課題もありますし、限られた予算の中でどう優先順位を付けるかということもありますけれども、この請願を見ると、かなり曖昧な表現があるところが多かったり、既に足立区として行っている施策、先日もお話出しましたけれども、地元綾瀬で地区体の方々が「音楽の夕べ」という催しを行っていたり、音楽はあふれているところもあると思うんですけども、どこまで足立区がやるのかというところは、既に結構やってきているんじゃないかなという感覚もあるんですけども、そのあたりどうですかね。

○地域文化課長 足立区には、そういったプロとのフランチャイズ契約、そういったものはございま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

せんが、平成の中盤あたりから、区民団体が実行委員会形式で様々な音楽活動を実施しております。去年の後援申請等につきましても、60を超える申請があったといったところもございますので、足立区の中で、音楽あふれると言い切っていくかどうかはあれなんですけれども、かなり足立区民の活動が活発になっているというふうな認識と、区の活動についても、これまで触れ合っていない方々について、そういった触れ合う機会の創出というのをやっているところでございます。

○岡田将和委員 ありがとうございます。

やはり足立区内に藝大生の寮があったり、少し葛飾区にちょこっと入るんですけども、JRの高架下にSKWAT（スクワット）という施設ができました。ここはJRの施策なんですけれども、ぼちかめプロジェクトの一つで、このSKWATというのは、空いている空間を占拠するという趣旨のようなんですが、イギリスから進出してきたレコード屋さんが新しく出来ました。こういう施設に、東京の話題のスポットということで、多くの方が今訪れている状況です。私も何回か見に行きまして、そういう音楽に興味のある方がたくさん集わっていて、レコードの試し聴きですとか、そういう空間が生まれております。

やはり私どもは、皆さんと協力して、限られたリソース、人、物、金を生かして音楽のあふれるまちに進めていかなければならないと思うんですけども、限られた予算なので、皆さんと協力してできることはやりたいと思うんですけども、この請願については、今、私の意見はこのように思っておりますので、伝えさせていただきます。

○伊藤のぶゆき委員長 他に。

○石毛かずあき委員 私の方からすみません、iPadの調子が悪くて今事務局から借りたんですけども、そこにいろいろ書いてあったものですから、それはちょっと思い出しながら話さなきゃいけないんですが。

この間の委員会でも御確認させていただきましたが、既に足立区は東京藝術音楽大学と一緒にあって、音楽あふれるまちづくりでしたっけ、何か事業やっていますよね。また、足立区でもピアノリサイタルだったり、そういったことを様々行ってきている状況にある中で、何が物足りないのかなというふうに私も考えたのですが、やはりよく分からなかったんです。

ただしですよ、ただし、この陳情・請願の中身については、音楽に焦点を当てた非常にいいものだと思います。私も音楽が好きですから、基本的に音楽というのは大変力を持っているものなんです。というのも、音楽というのは、国境は存在しないとよく言いますよね。音楽には国境は存在しない。音楽は、誰びとも★★であって、芸術であって、しかも世界共通の言葉なんだと。古今を問わず、いづこの国もいづこの民族も、民衆が幸福と平和を求めて生き生きと培っていく歴史の中で、必ず★★と。その哲学の実践で、民衆が力強い希望と生命力あふれた、そういった力強い原動力になってきたのが音楽なんだというふうに言われているぐらいの、大変非常に力のあるものなんです。ですから、様々な分野で音楽というのは焦点当たりやすいんですね。ですから、そういった意味では、この陳情・請願も、その希望はよく分かります。

ただし、今現状、足立区が既にやっていることと重ねるとどうかなというのがありますし、もっと残念なのが、趣旨の中に、これ何でこんなに時限付で考えてらっしゃるのかなというふうに思うんですよ。現状今2月、3月に入らないうち、もう7月にはこうしろ、8月、9月にはこうしろ、いつまでには何しろというようなことにもなっているんで、せっかくこの場で議論したくても、期限付でされてしまうと、どこをどう議論していいかが分からなくなってしまって、大変これ残念だなと思うんです。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

だから、来ればいい、陳情者も来ていただけたらと思うんですけども、そんなこと言ってもしょうがないので、基本的にその辺はどうなんでしょう。スケジュール感的には、やれるんでしょうか。すみません。大ざっぱな質問で申し訳ないです。

○地域のちから推進部長 前回の委員会でも御議論を、御質問いただきまして、この陳情の内容どおりスケジュールを進めるとするのは、予算編成上なかなか難しいということで認識しております。

○石毛かずあき委員 以上です。すみません。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いします。

○くじらい実委員 私の方からも前回の委員会においていろいろと質問させていただきまして、実際足立区としては、東京藝大との連携も含めて、この音楽、足立区は音楽含めた文化芸術の振興もしっかりやっていますよとお答えをいただいたと思っております。

いろいろ今御質問もありましたし、その中で、目指すべき音楽のまちというのが、ちょっと定義が曖昧な部分あるのかなあという思いもありますし、前回の委員会でも市川委員が発言あったとおり、先ほど予算要望もなかったという話もありました。その中で、この請願の中には、請願の理由としては、必要な予算を計上し、以下の年次計画を立て着実に進めることを要望しますという一文入っておりますので、予算要望がない中で予算計上というところもちょうど無理な、難しい話になってくるかなと思いますし、石毛委員からありました年次計画というのも、本当1か月後という話になれば、なかなか現実的には難しいのかなという思いもありますので、我々としては今回不採択とさせていただきます。

○石毛かずあき委員 先ほどもお伝えしましたが、

非常に残念な請願だなというふうに思っています。

この中に書いてある、人間味あふれる香り高い芸術文化としての音楽をどうやって足立区で広めていこうかという、せっかくいいことをうたっているのに、状況的に現実にはできないというようなものを出されても困ってしまうというふうに思っていて、非常に本当に残念なんですけど、反対するしかないかなというふうに思っています。

○横田ゆう委員 先ほど岡田委員からもありましたように、この請願に関わる音楽があふれるまちということで、広く解釈すれば、やはり私は69万都市にふさわしい音楽ホールは必要だと常々思っています。そういった意味で、広い意味で考えれば、これからも審議をしていくということも大事なのかなと思ひまして、継続を求めます。

○市川おさと委員 前回もう言い尽くしていますので、今回何も言わなかったわけです。

この4月から、今年の4月から7月に戦略会議というものをつくってやってくれということですね。戦略会議という名前はすごい格好いいですけども、この請願項目の2から5に書いてあるように、非常に、あらかじめ戦略会議でこれを何月から何日まで、これをやれ、あれをやれと、非常に細かく指定がしてあるわけですし、正に戦略会議仮につくったとしても、本当にこれを何かやれということがあれば、でくの坊の集まりみたいな感じになってしまうのかなというのを思うわけでありまして。

また、議会日程上、もう全然不可能な日程が組まれておるわけでありまして、書いたのは、これは東伊興に住んでいる何々さんなんだろうけれども、紹介議員が長谷川議員ですね。もう5期もやっている、大変長期にわたって区議会をやっている、区議会のこともいろいろ知ってる方のはずなのに、教えてあげて欲しかったなど。ちゃんと議会の日程について教えてあげて欲しかったなどということは、非常に私残念に思うものであります。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

不採択を主張します。

- 伊藤のぶゆき委員長 それでは、採択になります。
本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 伊藤のぶゆき委員長 挙手少数であります。よって、直ちに採決をいたします。

採決に申し上げます。挙手されない方は反対とみなしますので御了承願います。

本件は、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 伊藤のぶゆき委員長 挙手少数であります。よって、不採択とすべきものと決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

————— ◇ —————

- 伊藤のぶゆき委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

(1) 町会・自治会活動の活性化支援に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

- 伊藤のぶゆき委員長 次に、報告事項を議題といたします。

(1) から (2) まで、以上2件を区民部長から、(3) から (4)、(6) から (16) まで以上13件を、地域のちから推進部長から報告を願います。

- 区民部長 区民委員会報告資料区民部編2ページ

をお開きください。

件名ですが、外国人向け督促状同封チラシの作成についてでございます。

現在、外国人の滞納者が多くいらっしゃって、制度そのものと言語が伝わっていないということから、分かりやすいチラシを作成いたしました。使用した言語は、4ページにあるとおり、日本語、英語、ベトナム語、中国語、韓国語ということで作成をいたしました。今回、分かりやすく書いて、右下のほうにQRコードを付けましたので、こちらをQRコードをスマートフォンで見いただくと、それぞれの言語の詳しいページに飛ぶという形で作成をいたしました。

3番、今後の方針でございますが、今後策定いたします第四次滞納対策アクションプランで、外国人の滞納対策について検討していくものでございます。

続きまして、15ページをお開きください。

令和7年度以降のマイナンバーカード電子証明書更新への対応でございます。

電子証明書への更新は、令和7年度につきましては、今年度の4万件から8万件で倍増いたします。そのため、現在の窓口だけでは対応ができませんので、拡充、新規の窓口を開設するものでございます。

2番の表をお開きください。

本庁舎につきましては、戸籍住民課で二つの窓口でやっていたものを、中央館2階の方に五つの窓口を設けまして対応するものでございます。

新規といたしましては、イオン西新井、郵便局が3局ですね、3か所で新規で窓口を開設いたします。区民事務所につきましては、今までどおり16か所で、予約不要でやるものでございます。

なお、16ページをお開きいただきまして、予約制を導入いたします。これにつきましては、インターネットで予約する方法、電話で予約する方法等がございますので、お目通しください。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

今後の方針でございますが、窓口増設に必要な費用につきましては、令和7年度当初予算案に計上いたしますので、議決が得られた際には、速やかに手続を進めさせていただきます。

以上でございます。

○地域のちから推進部長 よろしくお願ひいたします。

それでは、地域のちから推進部版報告資料を御覧いただければと存じます。

2ページでございます。

住区センター施設貸出しにおける運用方法の変更についてでございます。

令和7年度から運用の変更を予定しておりますので、その御報告でございます。

まず初め、運用方法の変更の経緯でございますが、現在、住区センターの施設貸出し及び使用料免除の決定行為を、住区センター管理運営業務委託契約に基づき実施しておりますが、本来この施設貸出し及び使用料免除の決定行為は行政処分にあたるため、業務委託で実施できないことを確認したため、変更するものでございます。これまで誤った運用をしておりましたことをおわび申し上げます。申し訳ありません。

変更の内容でございますが、項番2でお示しをしておりますけれども、住区センター窓口で受付した申請書をファクスで区に送信していただき、区が決定行為を行うように変更したいと思っております。

3ページの方に詳細お示しておりますので、御覧いただければと存じます。

それから、5ページでございます。

児童館、悠々館利用者及び施設職員向けのアンケートのモデル実施結果についてでございます。

調査概要につきまして、項番1でお示しをしておりますけれども、アといたしまして利用者向けアンケート、イといたしまして施設職員向けアンケートとなっております。

令和6年度に実施したのは、住区センター連絡協議会役員のうち、会長、副会長が所属する住区センター及び希望する住区センターということで、8館と分館2館、内訳につきましては記載のとおりでございます。

配布数、回収数、回収率につきましては、項番5でお示しをしております。

6ページを御覧いただきまして、結果の概要でございますが、児童館利用者につきましては、アといたしまして、利用するきっかけは友人からの誘いが最も多く、次いで、友人がいるからが多いということになってございます。悠々館の利用者の方につきましても、悠々館を知ったきっかけは友人からの誘いが最も多いということになっております。

施設職員のアンケートでございますが、イといたしまして、業務量が多い、業務の内容に対して給与が相応でないと感じている一方で、やりがいがあるという御意見も87%いただいております。

アンケートから見えてきた主な課題と今後の検討事項でございますが、施設職員のところで、収入制限なしと回答した職員の方が60%いらっしゃるということで、今後、この対応策について検討していきたいと考えております。

続きまして、12ページでございます。

足立区ギャラクシティの臨時休館対応についてでございます。

1月18日にギャラクシティで発生しました事故に伴う臨時休館対応について御報告するものであります。

臨時休館いたしましたのは、今年の1月18日土曜日でございます。

臨時休館といたしました理由ですが、電気設備の定期点検を実施したところ、非常用発電設備が正常に作動しない不具合を確認いたしました。その機械が正常に作動しない場合、火災時において停電が発生した際にスプリンクラーや避難誘導灯

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

が作動せず、人命に関わる事態が想定されたことから、臨時休館といたしました。

経過については、項番3でお示しをしておりますのでございます。

項番4でございます。不具合の原因についてですが、12月の年次点検時に、発電機内の継電器に接続された端子を1回離しまして、試験を実施しました。これを戻し忘れたことが原因であるということが確認されております。

臨時休館による影響、今後の対応については、項番5、項番6で御確認をいただければと存じます。

14ページでございます。

令和6年度足立区文化芸術劇場（シアター1010）の指定管理運営評価の結果についてでございます。

評価委員会を7月20日に開催いたしまして、その結果の御報告でございます。

15ページの項番7で、評価結果をお示しております。令和5年度につきましては123点、得点率76.9%、評価はAマイナスとなっております。

項番8で、委員会での主な意見をお示ししております。

指定管理業務については、イの方ですが、区民の来場者が低いので、多様な区民還元等に力を入れてほしいという御意見、また評価方法につきましては、アンケートの回収率が少なく、また分析方法に見直しが必要であるという御意見をいただいております。令和7年度以降に検討を進めていきたいと思っております。

20ページでございます。

足立区文化財保存・活用アクションプランの策定の方向性についてでございます。

目的といたしまして、足立区内に存在する文化財の保存・活用を推進することを目的とし、新たに足立区文化財保存・活用アクションプランを策

定するものでございます。

策定の方法でございますが、外部の意見を聞くために、文化財保護審議会の下部組織として保存・活用部会を設置し、文化財の保存・活用について御審議いただくものでございます。部会委員構成につきましては（1）でお示しをしております。

アクションプランの主な項目については項番4でお示しをしておりますので、御確認いただければと存じます。

22ページでございます。

足立区生涯学習関連施設指定管理者の公募についてでございます。

令和7年度末で指定管理期間が満了する10の施設につきまして、指定管理の選定を行うものであります。

対象施設は、項番1でお示しをしております10施設でございます。

スケジュールにつきましては項番3にお示しをしておりますので、御覧いただければと存じます。

それから、24ページでございます。

「ちょい読み」の使用中止についてでございます。

文化・読書・スポーツ連携事業において、読書分野の事業名として「ちょい読み」を使用しておりました。今回改めて確認したところ、「ちょい読み」について、TOPPANホールディングス株式会社が商標登録していることが判明いたしました。TOPPANホールディングスと協議をしまいましたが、今回、「ちょい読み」の今後の使用をしないということで決定をいたしましたので、御報告するものでございます。

経過につきましては、項番1でお示しをしております。

それから、25ページでございます。

足立区民スポーツ大会（駅伝競走大会）で発生した運営の問題についてでございます。

今年1月13日、舎人公園陸上競技場で開催さ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

れました、区及びスポーツ協会主催の駅伝大会で運営にミスがあり、参加者並びに関係者に多大な御迷惑をお掛けした事案が発生いたしましたので、御報告するものでございます。

大会の概要につきましては、項番1でお示しをしております。

項番2でございますが、各レースで発生した事案でございます。

第1レースは、記録集計のミスにより、全競技終了後も結果を発表することができませんでした。それから、第2レースにおきましては、走路審判員のミスにより、22チーム中16チームの総合タイムが記録無効となり、当日結果を発表できなかったというものでございます。第3レースにおきましては、計測そのものは正確に実施されたんですけども、協議終了後1時間以上お待たせしての表彰となってしまったというものでございます。

対応、経過等につきましては、項番3以降を御覧いただければと存じます。

28ページでございます。

中央図書館のリニューアルの方向性についてでございます。

令和6年度中に策定する足立区図書館サービスデザインアクションプランに基づき、図書館のリニューアルを実施するための経費を、令和7年度当初予算で計上しております。この当初予算がお認めいただけた場合、次のとおりリニューアルしたいということでの方向性の御報告でございます。

項番2で、中央図書館の現状及び目指す姿をお示しております。

具体的な内容につきましては、項番3でございますが、図書館1階の全面リニューアルを考えております。ウでお示しをしておりますが、居心地のよい空間の演出を目指しております。項番2の図書館に、2階、3階についても、一部リニューアルをしたいと考えております。

30ページでございます。

梅田八丁目複合施設に関しまして、NPO団体、子育てサロン利用者、障がいのある方の御意見を踏まえた設計方針及びZEB化の検討状況についての御報告でございます。

項番1で、各団体からいただいた御意見についてお示しをしております。

32ページを御覧いただきまして、項番3でZEB化の検討状況についてでございますが、イでお示しをしておりますが、基準値に対する一次エネルギー消費量削減率は約15%にとどまり、現時点では、ZEB Readyの認証取得は困難である見込みでございます。

それから、38ページを御覧いただければと存じます。

トコジラミの確認に伴う鹿浜図書館の臨時休館についてでございます。

今年1月13日、鹿浜図書館で確認されたトコジラミの対応について御報告するものでございます。

項番1のところで、これまでの対応、経過をお示しておりますが、2月20日、再開をしてございます。

区民の方の利用、お問合せ等については項番3でお示しをしておりますので、お目通しをいただければと存じます。

私からは以上でございます。

○伊藤のぶゆき委員長 何か質疑はありますか。

○さの智恵子委員 私の方からは2点質問させていただきますと思います。

まず、住区センターの施設貸出しにおける運用方法ということございまして、一番区民の不利益がないことが、今後重要かと思えます。この待ち時間、これまでは、その住区センターで申込みが完結していたものが、今後は区の担当者の方にファクスを送ってということになりますので、5分から10分程度待つということはやむを得な

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いかと思うんですが、例えば閉館近くとか、またすぐその回答が分からない場合等々のことについて質問をさせていただきたいと思うんですけども。

これまで会場費につきましては、その場で支払いができて、そこで使用許可証を頂いて帰る、そのような流れになっていたかと思えます。こちら、例えば平常時間帯になった場合は、支払い等については仮ではしないということだというふうには書いてあったかと思えますが、その方法について教えていただきたいと思えます。

- 住区推進課長 そうですね。今回、運用方法を変更させていただくことになっておりまして、現場の方でまずは受付をしていただいて、今まではそこでもう決定までできていたんですけども、1度区の方にファクスで送っていただくという形になります。できるだけその場で対応できるような形に、すぐに、5分、10分ちょっと掛かってしまいますけれども対応させていただいて、その後、お支払いをしていただくということを、平日の場合は考えております。

ただ、例えば何かしらで区の方で時間が掛かるというような場合には、一旦そこで受付だけはしておいていただいて、後日、また結果をきちんと区の方で確認を取った上で、住区センターの方からその方に御連絡をさせていただいてお支払いをしていただくという流れを想定しております。

- さの智恵子委員 その支払い方法なんですが、今回 P a y P a y も使えるというふうにお聞きをした気がするんですが、できれば区民の方は、その場で1回で、例えば予約から支払いまで済ませたいというのが、もし私が区民で予約をしたら本心かと思うんですけども、例えばなんですが、そのときに、後日住区センターの方から御連絡をいただいて、会場を使えますよとなった場合のその支払い方法については、またわざわざ区民の方にそこに出向いていただくのお支払いにな

るのでしょうか。

- 住区推進課長 まず、先ほどの今 P a y P a y というお話ありましたが、現状においては、そういったお支払いの仕方というのはできないという形になります。

今のこのファクスでの紙でのやり取りに関しましては、夜間の受付ですとか休日、区の方が開いていない部分については、大変申し訳ございませんが、もう一度来ていただいてお支払いをしていただくという形になります。

- さの智恵子委員 私が書いているは自分で提案しようと思っていたことを言ってしまったので、すみません。申し訳ございません。

それで、やはり例えば仕事をしているとか、そこまでバスに乗って交通費を掛けていくということに負担を強いるわけですよ。ですので、例えばなんですけれども、今、意外と決済が、P a y P a y とかですと、例えばそこに、使用許可証の方に、どうしても使用許可証は後から送れば済むこともあるかと思うんですが、その支払い方法、すぐは無理だとしても、例えばそこでQR決済ができるとか、その辺の利便性については是非検討をしていただいて、やはり区民の方がせっかく使おうと思ったときに、何か面倒くさいよねとならないような対策はしっかりとさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

- 住区推進課長 今回のファクスでのやり取りが最善な方法だというふうには私どもも思っておりませんで、ただ、限られた期間内で不適切な状態を是正するためには、まずはこの方法でやらせていただきたいというふうに思っております。

今後につきましては、例えばシステム化するなど、よりよい方法というのを検討する中で、支払い方法についても併せて検討していきたいというふうに思っております。

- さの智恵子委員 分かりました。是非よろしくお願ひしたいと思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

続きまして28ページ、今回中央図書館のリニューアルの方向性についてもお示しをいただいております。

こちら、足立区図書館サービスデザインアクションプランに基づいてということをごさいます、何点かお聞きをしたいんですけども、まず、そもそもこのスケジュール感なんですけど、令和7年、8年で設計をして、令和9年に工事ということをごさいます、このスケジュールになった経緯というのが、梅田八丁目の新しい図書館ができますので、その図書館ができた後の工事というふうに考えているのか、下の方に3か月程度休館するという文字がございまして、その辺の詳しいスケジュールについてお聞きをしたいと思っております。

- 中央図書館長 スケジュールでございましてけれども、2点ございまして。

1点が、今さの委員おっしゃったような形で、梅田八丁目の複合施設の整備が、今のところ令和10年1月開設を目指しておりますので、なるべくそれと開設時期が思い切りかぶらないようにということで、少し前倒してこちら着手をしているところでございまして。

もう一つが、こちらアクションプランに基づいてということ掲げさせていただいておりますけれども、アクションプランが5年間の計画で、令和7年度から11年度までの計画になりますので、なるべくその計画期間内の早めの段階でやりたいということで、令和9年度までということやらせていただくと。休館については記載のとおりでございまして。

- さの智恵子委員 分かりました。

様々な現状ということで、例えば28ページにあるんですけども、③ですね、本を読まない人でも来館したくなるような魅力、居心地のよさやおしゃれ感がないという、現状の中央図書館だと思っておりますけれども、この居心地のよさということでは、29ページの方に、グループ学習が可能

な閲覧席ということで、少し声を出してもいいような、そういう閲覧席も造るとございまして、こちらは何席ぐらいを造る予定でいらっしゃいますでしょうか。

- 中央図書館長 申し訳ございません。具体的な席数はまだ決まっていますけれども、1階を全面リニューアルしますので、1階の400平米の中で、なるべく多く席数は設けていきたいというふうに考えてございまして。

- さの智恵子委員 ただ、今後のこの内容を見ますと、おしゃれ感につながるものが全然出てきてないのがちょっと残念かなと思っておりますので、本当に区民の方が、やはり居心地のよさ、おしゃれ感というふうにもしっかりと記載してございまして、その辺についても今後検討をお願いしたいと思っております。

そして、目的でございまして、今まで図書館を利用しなかった人を中央図書館に呼び込むということでもございまして、これは、区民の方に読みたい本を届けるということも大変重要かと思っております。実は、今日傍聴している代表監査と先日話をしたときに、この代表監査が、実は横浜で、昨年、本屋大賞を取った「成瀬は天下を取りに行く」という本が大変人気なんですけれども、横浜で予約をしようと思ったら2,000人の方が待っていたという話から始まりまして、私もすぐその場で自分で検索をしたら、762人の方が待っておりました。

その話から、実は私、予算特別委員会か決算特別委員会で、又吉さんの「火花」を通して、そのとき800人が待っているということ、そのときの中央図書館長に話をしたことを思い出しまして、そのときの蔵書のルールを明確にしてほしいということでもお話をしたんですけど、今区の現状のこのルールについてお聞きをしたいと思っております。

- 中央図書館長 ルールでございまして、区立図書館の中に内規がございまして、予約の件数

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

に応じて購入冊数を増やしていくというルールがございます。現状ですと、予約がどんどん増えていくごとに冊数増やしていったら、最大20冊まで購入するという仕組みになってございます。

○さの智恵子委員 分かりました。

現在14冊というのは、まだ6冊増える余地があるということでございますでしょうか。

○中央図書館長 さの委員おっしゃるとおりでございます。

○さの智恵子委員 そのとき私、その当時大田区では、50人が増えると1冊買うというのがございまして、その当時でも30冊を超えて蔵書をしてきた経緯もございました。もしそのルールがあるのであれば、例えば759人目の次の方が予約をしようと思ったときに、多分この方も予約しないかなと思うところもあると思うんですね。その辺のルールの基準についても、そういうホームページ等での記載も是非お願いしたいというふうに思っております。

今日質問するに当たって、時間もありますので、今足立区の現状を少し調べていただきました。

予約件数が200件を超えているのが34タイトル、そして、購入後1年以上経過しても貸出し回数がゼロ冊の本が約6万335点。こちらは全体の3.84%に当たるそうなんですけれども、それだけの本が1年経過しても誰からも予約が取らないという状況がございます。そういう意味では、3.84%がどうかということもございまして、選書、これからせつかくこういうサービスデザインアクションプランをつくって区民の方に図書館を利用していただくよう進めている中で、20冊が適正かということも含めて、是非今後検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中央図書館長 区民が読みたい本をそろえていくというのは、さの委員おっしゃるとおりかと思えます。こちらの冊数の拡大につきましては、区の内部のみの検討ではなく、外部の意見、例えば図

書館協議会などの検討も踏まえながら議論していきたいと思うんですけども、こちら人気の本をたくさん買うというのは非常になかなか難しい問題も一方でございまして、過去にはそういったことで、買い過ぎて書店ですとか出版社ですとかからクレームを受けた事例というのも聞いておりますので、そのあたりは慎重に検討させていただければというふうに思います。

○伊藤のぶゆき委員長 よろしいですか。

ここで、地域のちから推進部長より報告があります。

○地域のちから推進部長 大変申し訳ありませんでした。御報告の説明の際に、2点漏らしておりました。誠に申し訳ありません。

1点目が、北千住都市開発株式会社の令和7年度の経営状況の説明資料になります。

資料の1ページを御覧いただければと思います。予算編成方針でございますが、収支計画につきましては、フードコートの改修工事の影響で、収入、支出とも大きな増減が発生しております。具体的な詳細の予算の見込みにつきましては3ページに示されておりますので、御覧いただければと存じます。

もう1点ですが、令和7年度公益財団法人足立区スポーツ協会の事業概要と収支予算説明書になります。

こちらにつきましては、★★の3番、項番3のところに、令和7年度経営方針と重点事項というのがございます。重点事項のところですが、(1)でお示しをしております指導者のパワハラ防止や組織内の不正会計等の防止のため、事例を交えた研修会費を引き続き実施するとともに、コンプライアンス推進委員会、仮称でございますが、それを設置し、組織体制を強化することで、組織内に所属する全てのチーム、選手、監督等関係者に対して、コンプライアンスの遵守を徹底していくというものが大きな変更点でございます。会計の内

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

訳、事業の内訳等につきましては、次ページ以降を御覧いただければと存じます。

誠に申し訳ありませんでした。

○伊藤のぶゆき委員長 それでは質疑に戻ります。

○市川おさと委員 一つだけします。

30ページの団体等（NPO団体、子育てサロン利用者、障がいのある方）の意見を踏まえた梅田八丁目複合施設の設計方針及びZEB化の検討状況についてであります。

この中で、特に私が継続的に訴えていた障がい者の声を聞くという場面で、従前は、団体への今意見聴取ということをしていて、障がい者の声聞きましたよということが当たり前だったわけでありました。しかし、私も随分言ってきたんだけど、障がい者と言っても、団体に所属しないの方が圧倒的に多い。圧倒的に多いという現状の中で、個人にもしっかりと、からの声も聞くようにということをお願いをして、今回このような形で個人へのアンケート調査をしてくださったということで、本当にうれしいなというふうに思います。

それで、いただいた意見、三つここに記されているわけですが、一つが、静かに過ごすのが苦手で、図書館には子どもを連れて行ったことがない。そういう子も利用しやすい施設になるとうれしいと。2番目が、視覚障がいがあり、歩行中に物にぶつかることがある。鋭角や危ないところが保護されていると安心して利用できると。三つ目が、呼吸器障がいがあり頻繁にたんの吸引が必要。寝転んで一緒に本を読めたり、医療ケアができたりするスペースがあれば、のんびり楽しく、本を好きになれそうとわくわくと。

この三つ、私本当に今も繰り返し読んでいたんですけど、聞かれたから答えたというような、そんなようなものじゃなくて、本当によくぞ聞いてくれましたと、これは本当に言いたいんだと、そういったような意見が集まっているなというふ

うに思うんですけども、区の評価はいかがでしょうか。

○中央図書館長 我々も正に同じ思いでございます。

今回こういった形で図書館でアンケート取らせていただいたの初めてなんですけれども、今回主なものを載せさせていただいてますが、ほかにも、非常に日頃、こういった形で図書館が利用できないけれども、こういう図書館だったら使ってみたいというような様々な御意見いただいておりますので、こういったものをしっかり受け止めて、今後の実施設計の中で反映をさせていきたいというふうに思っております。

○市川おさと委員 正にこういった新しい施設、全く新しい施設が出来るときというのは、実はこの

バリアフリーの視点から言っても非常に重要。新しいものが出来るときにちゃんと意見を言って、設計段階から言って反映させてもらいたいというのは、もう切実な思いなんです。出来ちゃってから、ここはちょっとおかしいよと言って、それを直すのはすごくエネルギーが必要で、なかなかこれ難しい話なんです。ですから、こういった、特に新規の施設を造るときとか、大きな会社を入れるようなときには、拙速に走らず、こういった、例えば僕が言った話で言う、私が言った話で言うと、障がい者団体に所属していない個人の方、こういった方々の意見というのを、今後ともしっかりと聞く機会を持っていてもらいたいと思うんですけども、副区長いかがですか。

○副区長 市川委員からこの間何度も、団体に所属

しない障がい者の声をということで、今回私どもも障がい福祉課の方に相談しました。団体に所属していない障がい者の方、どこで意見が聞けるのかということで、今回、梅田八丁目の近隣のあしすとも含めて、通所施設に通っている方に御意見を聞いたということでございます。

今までは、団体以外のところに声を聞く手法がどうなのかということで、庁内でなかなかノウハ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ウが持てなかったんですけども、今回こういう形で、団体に所属しない障がい者の皆さんの声の聞き方、一つフォームができましたので、これは全庁に徹底をさせていただきたいというふうに思っております。

○市川おさと委員 長谷川副区長の力強い、今、答弁を聞きまして、私も胸が熱くなる思いであります。本当に私も議員になってよかったなど。キャリアもそろそろ終わりに近づいているわけですけども、いい置き土産できたなというふうに思います。どうもありがとうございます。

以上です。

○岡田将和委員 1点目が、外国人向け督促状同封チラシの作成についてです。

先日、納税課長の方から、追加の資料で補足資料を頂きました。滞納者、滞納者数に占める外国人の割合ということなんですが、これを見ると、足立区の総人口に占める外国人の割合は4万4,208人ということで6.33%。滞納者数の日本人、滞納者数の総数に占める外国人の割合は12.2%と。この数字だけで比較すると約2倍という形になっているんですけども、かなり徐々に徐々に増えてきているというような状況なんですか。お聞かせください。

○納税課長 割合で申しますと、その時々、私どもも把握をしているんですけども、大体12%程度で外国人の滞納者というのは推移しているというようなことが見て取れます。

○岡田将和委員 昨日の本会議で、れいわの高橋議員が御質問なさいました。そのときに、足立区内に流入してくる外国人の方が1万2,000人、そして、流出された外国人の方が7,000人ということで、プラスマイナスで、昨年1年間で5,000人の方が増えたという答弁がございました。

私、認識が改まったんですけども、5,000人ただ単に増えたのかと思ったところ、1万2,000人入って7,000人出ていったとい

うことなんですが、この12%の滞納者の方々というのは、過去の経緯で、恐らく外国に、御出身の祖国に帰られた方とかもいるんですけども、これは、自分の国に帰った方々の滞納されている金額とかはどうなるのでしょうか。

○納税課長 基本的には、出国の際には納税管理人という、通知等を中継していただける方であるとか、財産があれば財産管理人という方を設定していただいて、その方に対して通知を送ったり催告をしたりとかいうことを行うのですが、そういった手続をせずに出国してしまわれると、もうそれは追い掛けることができないということになってしまいます。

ただ、財産があれば、国内の財産であれば、差押え等をして取り立てるということが可能でございます。

○岡田将和委員 足立区に來ている外国人の方の財産は、国内にほとんどないんじゃないかなと私は予想しているんですけども、納税管理人という方々はどのような方々なんですか。

○納税課長 納税管理人と申しますのは、出国される方が、国内にいるお知り合いであるとか、親族であるとかという方に、この方を納税管理人と設定します。通知、督促、催告、また納税通知書等はこちらにお送りくださいというような趣旨で設定するものでございます。

○岡田将和委員 聞けば聞くほど、足立区に來られた外国人の方々が滞納しておられる滞納額ですね、これがきちんと納めていただいているのかどうかというのは、確認しないといけないんじゃないかなと思うんです。

例えばこれ、今現時点で、昨年は1万2,000人入ってきて7,000人帰られたという、どちらかのところにお引越した方もいるかもしれませんが、これ累計でどれぐらいの額が例えば納めていただけてないとか、例えば1万2,000人入って7,000人出て行ったこの7,

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

000人の方々、例えば足立区ではなくて隣の区に引っ越していったとか、そういうところもチェックしなければならないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○納税課長 もちろん他区に、区外に出た、また国外に出たということはチェックしながら、滞納整理というのを進めております。

○岡田将和委員 私の周りの方々にも聞くと、技能実習生、雇われている会社等が増えているように感じます。以前、戸籍住民課の方に、外国人の方がかなり多かった、また待ち時間が結構増えているんじゃないかというお話ございました。

それと併せて思うことは、竹の塚のエリアで、今、ワンルームマンションを建築するという計画があります。そこで住民の方、50人から100名ぐらいの方が2回行われた説明会に参加をして、今、反対の声が上がっております。これは、2階建て、3階建ての低層住宅の町並みの中に9階建てのマンションを建てるという計画なんですけれども、その地域の住民の声を聞くと、やはり中国人の方が非常に増えていると。中国人の方々のごみ出しのマナー、日常生活の騒音ですとか、そういうものを触れている中で、非常に怖いと、そういう声が上がっています。

これ竹の塚だけでなく、いろいろなところから実はそういう声というのは、多分委員の先生、皆さんお耳に入っているかもしれないんですけども、マンション建設という反対運動の中で、そういう御不安の声が聞こえてきています。

例えば戸籍住民課ですとか、足立区に流入してきたときに、例えばごみ出しのマナーの動画ですとか、きちんと税を納めてくださいですとか、そういうマナー動画を御覧いただくとか、そういう御予定はございますでしょうか。

○戸籍住民課長 現在、外国人の方の転入の際には、外国人向けのごみ出しのルールとか、曜日とか、そういった冊子をお配りしております。動画とか

は、今後検討しながら、待合室があまり声が出せるモニターとかがありませんので、映像だけで分かるか、また、その映像にどういう字幕を付けるのかとか少し課題はあるかと思っておりますけれども、外国人の方が多くなっておりますので、外国人の方向への対応というのも一つ考えないといけないのかなとは思っております。

○岡田将和委員 足立区に流入している総数は何人ですか。

○戸籍住民課長 先ほどの1万2,000人が流入、1年間で入ってきている方の人数になります。

○岡田将和委員 それは外国人の方ですよ。日本人の方含めた総数、例えば昨年度1年間でどれぐらいでしょうか。

○戸籍住民課長 すみません、集計仕切れないんですけども、1か月で大体数平均すると3,000人ぐらい入ってきて、社会動態の増としては入ってきておりますので、3万人から4万人ぐらいの人数かなと思っております。

○岡田将和委員 3分の1程度の外国人の方が流入してきているということであれば、例えば別の場所を設けてマナーアップ動画を見ていただくですとか、きっと外国人の方の中にはちゃんと見られている方もいると思うんですけども、見ない方もいらっしゃるかもしれませんし、やっぱりごみ出しマナーが悪いということは、きちんと対応していかなければならないのかなと思うのと、しっかり滞納している外国人の方にちゃんと税を納めていただく努力をしていただきたいと思います。

2点目なんですけれども、地域のちからの方の駅伝大会の件でございます。

駅伝大会の件なんですけれども、率直に感じたこととしては、この記録ミスが起きたというのは、例えば、団体の内部でコミュニケーションが取れてないのかなという気もしたんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○スポーツ振興課長 そうですね、団体の中での連絡体制ですとか、情報の共有の体制ですとか、そういったところも問題があったかと認識しております。

○岡田将和委員 私も23年前、足立区の区立の中学校の代表選手として駅伝大会出ました。出て、そのときの記録が、実は今でも公式記録という形で残っております。3キロで10分半という記録だったんですけども。その経験を基に考えると、今回計測ミスで記録が残らなかった子たちというのは、とてもかわいそうだなというふうに感じております。毎日5km、10km練習してきましたので。

私も別のスポーツ団体の方々とお話しする機会多いんですが、だんだんだんだん高齢化しているのと、なかなか携わっていただけるボランティアの方が少ないということで、すごすぎすぎした関係になっていることに、すごく心配や危惧をしております。例えばスポーツ協会の方で、もう少し仲がよく、仲よく運営していただくような、そういう試みとか、そういうサポートというのは考えておられませんか。

○スポーツ振興課長 大会運営の在り方等も含めまして、協会と区と、あと陸協で協議してまいりたいと考えております。

○地域のちから推進部長 岡田委員御発言のとおり、今回公式記録が残らなかったお子様たちがたくさん出てしまいましたというところにつきましては、区も主催者の一角でございますので、大変申し訳なく思っております。

陸協の方から当日の体制をお聞きしたところ、やはり足立区の陸上の団体だけではなく、よその自治体からも応援に来ていただいている。そうした中において、連絡ミス、様々トラブルが発生したんだということも想像できますので、新しく、こういうミスを再発防止するために、例えば今、マラソンですとチップ使って公式記録を取るとか、

そういった方法もありますので、お金の面も含めて、様々関係団体と意見調整をしながら、新しい年度に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○岡田将和委員 地域のちから推進部長ありがとうございます。

実は私、ソフトテニスの大会が先日ありました。百五、六十名の方々がチーム対抗戦でお見えになったときに、実は足立区外の方がほとんどだったんですね。そういう、スポーツ団体としては一生懸命スポーツに親しんでもらおうというふうに動いていても、手伝う方が少ない、高齢化が進んでいるということで、先ほどおっしゃった、やっぱりDXもきちんと使ってサポートしなきゃいけないフェーズに来ているんじゃないかなと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

以上です。

○伊藤のぶゆき委員長 他に。

○石毛かずあき委員 すみません、1点だけ。

地域のちからの中で、文化財保護について何か確認させていただきたいんですが、その中に、今回の文化財の保存・活用ということで行っていくということなんですが、当然、区が管轄している文化財と、あとは一般の方が所有している文化財というのがありますね。ここで問題になってくるのが、その文化財の維持管理というのは、とても今困難な状況にあるということが一つ問題になっていると思うんです。何が問題かといったら、先ほど言いましたけれども、資金不足の問題、修繕や保護・管理の部分でも、やはりかなりお金が掛かってしまって、中には私財をなげうってまでやらなければならない方もいらっしゃる。

また、今度後継ですよ。後継者不足ということもやはり問題になってきて、そういうような個人の皆さんが所有し管理しているものに対しても、当然これ、ここで保護の管理という部分に関して話を持っていただけるという理解でよろしいです

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

よね。

○地域文化課長 石毛委員おっしゃるとおり、この文化財保護アクションプランの中には、お示しているとおおり、今後水害とか災害とか、そういったところも含めて、あと文化財の保護・保存にどのような効果があるかということも含めて検討してまいります。

○石毛かずあき委員 資金の部分もそうですね。そうですね。

それで、当然そのノウハウも当然ありますからね。そうした保存の知識のノウハウということに対してもしっかりとフォローアップができるような形で持って行っていただけるわけですね。

○地域文化課長 現在登録されている文化財につきましては、約600点ほどございます。その保存については、文化財の保護指導員という、委託している者がございます。そういった者が地域を回って、どのような形で保存していくかということも御相談も受けておりますので、そのような形で対応してまいりたいと思います。

○伊藤のぶゆき委員長 他にございますか。

○横田ゆう委員 梅田八丁目の複合施設のZEB化の検討状況について質問したいと思います。

当初、ZEB化取得を目指していたということもあったと思いますけれども、困難となった経過を教えてくださいというふうに思います。

○中央図書館長 ZEB化の検討の経緯でございませけれども、こちらの施設ですが、令和5年の夏頃から設計事業者の選定プロポーザルの実施をしまして、具体的にはその頃からという形にはなりません。

プロポーザルの応募要件の中に、ZEB Readyの認証取得を検討することということで条件を提示させていただいて、実際プロポーザルでの提案では、ZEB Readyを目指すということで提案した事業者の方が決定しました。

それから、今年に入りまして、令和6年に入り

まして1年以上検討してきたんですけれども、様々施設のコンセプトですとか、利用者同士のつながりですとか、そういったものを優先して検討していく中でZEB化の検討もしたんですけれども、結果として、認証取得は困難であるというのが現状でございます。

○横田ゆう委員 厳しいという結果だったんですね。

それで、太陽光発電ですとか蓄電池というのは備え付けられているのでしょうか。

○中央図書館長 太陽光の発電のパネルの方は設置する予定でございます。

○横田ゆう委員 やはりこれ長く使う施設なので、維持費の問題も出てくると思いますので、できるだけ省エネの施設にしてほしいというふうに思っていますが、そういう努力というのはなさるわけですか。

○中央図書館長 ZEB Readyの認証取得は困難な状況ではありますが、実施可能な省エネの対策については実施している状況でございます。例えば、断熱材ですとかガラスの選定であるですとか、そういったもの、現実的なコストの範囲で可能な限りは実施しまして、その結果が15%削減という状況でございます。

○施設営繕部長 補足でございますけれども、省エネ法に基づく届出は行いますので、通常的设计のところの図書館、こういう施設が1とすれば、ZEBというのは皆さん御案内のとおりで0.5以下にするというところですが、そこで幾つ下げられるか、いわゆる通常よりかCO₂は削減に寄与するというような設計の方は、今進めているところでございます。

○横田ゆう委員 分かりました。

社会全体が2050年カーボンニュートラルを目指しているということですから、やはり認証が取れないまでも、最善の努力をしていただきたいというふうに思います。

そして、これ多くの方が訪れる場所になります

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ので、現在でも学校の昇降口にテレビで、発電を
幾らして、省エネ幾らになっているというの、
画像みたいなテレビみたいながありますけれども、
そういったものを設置したりとか、工夫している
ところを目で見て区民が分かるという、触れて考
えるという機会をできるような、そういった工夫
をしていただきたいというふうに思いますが、い
かがでしょうか。

○施設営繕部長 今、実施設計の方をしております。
確かに学校の場合には、太陽光を入れて、昇降口
のパネルで、今こういってことで発電してますよ
と。何ていうんですかね、モニターはそれだけじ
ゃなくて、ほかにもいろいろ学校の御案内とかで
使えるんですね、実は。ですから、可能であるか
どうか、実施設計進めて、そういう、何でしょう、
太陽光の発電が幾つ幾つ可能ですよというの入れ
ることは可能ですので、ただ、それだけですとや
っぱりもったいない。大空間ですから、物の遮蔽
とかあるとちょっと厳しいというのもあるので、
設置位置とか、その辺はいろいろと館内の御案内
とかも一緒に、そういったところに省エネがどう
だとか、それは可能、デジタルサイネージじゃな
いですが、そういう館の案内とかも、まだ
そこまでいってないんですが、その辺は設計進め
ながら検討させていただければなと思います。

○横田ゆう委員 是非、区は省エネ、ZEBに取り
組んで、カーボンニュートラルに取り組んでると
いうことをやっぱり発信して、よく目に見えるよ
うに、区民が啓発に触れるような、そういったつ
くりをしていただきたいというふうに思います。
要望です。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

次に、その他に入ります。

何かありますか。

○市川おさと委員 今日、その他で終わりだよな。
もうね。

○伊藤のぶゆき委員長 終わりです。

○市川おさと委員 3月1日にリバーサイドウォー
キングが行われるということでありまして、私も
参加を考えておるわけでありまして。3月1日だよ
な、3月1日にリバーサイドのウォーキングが行
われて…3月1日だよな。ということでよろしい
ですか。

○伊藤のぶゆき委員長 どなたか。

○市川おさと委員 あれ、来てないの。

○地域のちから推進部長 詳細な日程失念しており
ますが、たしか3月1日だったかと思います。1
日か2日だったと思います。

○市川おさと委員 チラシ持っているんですけど
も、3月1日に。ごめんなさい。3月2日だ、3
月2日です。ごめんなさい。3月2日です。こっ
ち、この資料の、なんだ、スポ協の方には3月1
日って書いてあるけどな。3月2日なんですよ。

3月2日に行われるということで、私も参加を考
えております。参加するということも言ってたん
だけれども、チラシの裏に、各自の責任において
健康管理して書いてあるんですね。体調が悪い
場合や既往症、持病をお持ちの方は御遠慮くださ
いと、こう書かれているんですよ。もう1回言
いますよ。体調が悪い場合や既往症、持病をお持
ちの方は御遠慮くださいというふうに書かれてい
るんですよ。要するに、既往症や持病をお持ちの
方は御遠慮くださいというの、これはどういうこ
となのかなと。

つまり、足立区は、つい先日も車椅子バスケ
ットの体験会なんかも随分行いました。また、ス
ペシャルライフコートというのも造って、障がい
者スポーツ、非常に推進するという立場なんです
けれども、そういう障がい者で既往症や持病ない

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

人はまずいと思うんだよね。そうすると、これは実は、ここで予算特別委員会でもやるつもりなんですけれども、これは足立区の問題というよりも、日本の問題なんですよ。実は日本の問題で、障がい者がスポーツするのもしないのかということがはっきりしてない。はっきりしてない。やれやれという方の一方で、実は個別のこのウォーキング大会とか何とかのときには、既往症や持病をお持ちの方は参加しないでくれという、任意の言い方だけでも、御遠慮くださいという書き方をしているんですよ。このあたりの足立区の腹のくくり方とか思いというのは、地域のちから推進部長、今ちょっと初めて言ったので答えづらいかもしれないけれども、予算特別委員会でもやりますので、どういう形で考えているのかということをおっしゃっていただけますか。

- 地域のちから推進部長 パラスポーツについては、私は推進すべきだと、はっきり認識しております。車椅子の方だけではなく、今パラスポーツ推進協議会というのがございますが、会長の方にも、症状というか、全身状態が悪い方でも様々なスポーツができるような御提案も含めて検討していきたいですということをお願いをしておりますので、障がいをお持ちの方でも、きちんとスポーツ参加できる、そういう環境を整えていきたいと思っております。
- 市川おさと委員 ですから、そうなんですよ。正にそう。それは、区はずっとそういうこと言い続けているんだよね。ただ、偉い人が答弁をすると、あるいは考え方を言うとそういう話になるわけで、部長なり副区長なるけれども、そういう話になるんだけれども、個々具体的な施策ですよ。例えばリバーサイドウォーキング、3月2日にもやりますよ。3月2日にやるんだけれども、そういうところではもうばっちり、既往症や持病をお持ちの方は御遠慮くださいと、おまえ来るなど、そういう形でもう書かれちゃっているわけです。こ

れは私は、この足立区の問題というよりも日本全体の問題であると。要するに、日本全体の問題として私は捉えておまして、足立区ばかり責めても仕方がないというふうに考えているんですよ。

この件について詳しくは、予算特別委員会でもやりますけれども、予算特別委員会でもやっていくけれども、世界の流れ、WHOの書き方や、あるいはアメリカの同意書の書き方があるんですよ。障がい者がスポーツやれということ、一般の人もやれと書いてあるんだけれども、日本は今度また新たに、新しい厚生労働省がつくるんだけれども、その中に、実は障がい者や妊婦についてはあえて何も書かないという書き方をしているんですよ。ですから、放っておくと、足立区の施策は厚生労働省のその文章ぴゅーっと下りてきてそのままやるから、障がい者がスポーツに参加していいのかどうかというのがよく分からないと。偉い部長さんなんか、依田地域のちから推進部長なんかはそういうふうにやれやれということ言うけれども、個々具体的な施策に下りたときには、御遠慮くださいというわけの分からない状況がまだしばらく続いてしまうのかなという思い持っております。

これは、ここでしつこくやりません。予算特別委員会で詳しくやりますけれども、答弁お願いします。

- 地域のちから推進部長 このリバーサイドウォーキングのチラシについては、大変恐縮ですが、書き方をやっぱり工夫すべきだったと思っております。

ほかのイベント等についても、参加する方が体調が悪ければ、各自の責任においてやはり御遠慮いただきたい、それはそのとおりだと思っております。ただ、この書き方については工夫が必要だと思いますので、スポーツ協会の方とも少し協議をしたいと思っております。

- 市川おさと委員 いいや、ここでやめる。
- 伊藤のぶゆき委員長 他にございますか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 以上で区民委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時59分閉会

速報版